CORPORATE GOVERNANCE

StemRIM Inc.

最終更新日:2025年10月23日 株式会社ステムリム

代表取締役社長CEO 岡島 正恒

問合せ先:経営管理部 072-648-7152

証券コード: 4599 https://stemrim.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、「新しいコンセプトの治療薬を生み出し続けることで、世界の健康と幸福の実現に貢献」することを企業使命としており、この企業使命を実践・実現し、企業価値の更なる向上をしていくためには、コーポレート・ガバナンスの充実と強化が経営の重要課題であると認識しております。 当社は、経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めるとともに、経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
玉井 克人	9,852,000	15.86
玉井 佳子	5,400,000	8.69
冨田 憲介	5,014,500	8.07
塩野義製薬株式会社	4,650,000	7.48
五味 大輔	3,535,000	5.69
山﨑 尊彦	2,410,000	3.88
みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合	1,943,200	3.13
金崎 努	1,724,200	2.77
岡島 正恒	721,700	1.16
有限会社イー・シー・エス	717,000	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明更新

1. 大株主の状況は2025年7月31日現在の状況です。

2.2024年6月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、五味大輔氏が2024年6月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」は2025年7月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称: 五味 大輔

所有株式数:4,505,000株 株券等保有割合:7.32%

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	7月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
以 有	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
澤井 典子	他の会社の出身者												
永井 宏忠	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- 上場会社又はその子会社の業務執行者 а
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 b
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) g
- 上場会社の取引先(d. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ) h
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤井 典子		NTTプレシジョンメディシン株式会社 メディカルサービス事業部 新規事業推進室 長 株式会社サンシェフレラ 代表取締役 認定NPO法人deleteC 理事	澤井典子氏は、バイオ・ヘルスケア分野において長年にわたる知見をもつことから、医療、医学研究分野における各省庁、製薬企業、アカデミア等への幅広いネットワークを活かし、当社の経営にご尽力頂けるものと考え、社外取締役として選任しております。また、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。
永井 宏忠		百三総研株式会社 代表取締役 株式会社京屋 取締役 株式会社ポル・メド・テック 社外取締役 PRDM株式会社 社外取締役 リージョナル・フィッシュ株式会社 社外監 査役 一般社団法人岐阜市薬剤師会 理事	永井宏忠氏は、厚生労働省医薬食品局及び(独)医薬品医療機器総合機構での経験を活かし、当社の医薬品承認に際してご尽力いただけるものと考え、社外取締役として選任しております。 また、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査人、監査役会は、内部監査の実施状況等について随時情報交換を行っております。

監査役、内部監査人及び監査法人は半期に一度定期的に実施している三様監査協議会において、監査計画の共有や監査の実施結果及び問題 点の有無について相互に報告し、意見交換を行うなどの連携を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	会社との関係(())								
K	牌门土	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
久渡 庸二	他の会社の出身者													
水上 亮比呂	公認会計士													
島田 洋一郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久渡 庸二			主に日本イーライリリー株式会社、塩野義製薬株式会社での事業開発、マーケティング業務における経験により培われた、業界特有の商慣習に精通した視点から、当社の事業面での適切な業務遂行を監督し得ることを期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。
水上 亮比呂		水上亮比呂公認会計士事務所 代表 株式会社レックスアドバイザーズ 社外取 締役 工藤建設株式会社 社外監査役	長年にわたる公認会計士としての業務経験から、高度な専門性を活かしたガバナンス体制構築や、客観的かつ公正な立場より当社の経営の監督を行い得ることが期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。

島田 洋一郎	金融機関等において培われた実務及び内部監査等に係る幅広い知識を有しており、当社の経営に助言および指導いただくため、社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しまし
	付いているにの、同氏を独立役員に指定しました。 た。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、当社との利害関係および経歴を踏まえ、当社から独立した客観的な立場で職務遂行できる者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上への意欲や士気を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度及びストック・オプション制度を導入して おります。各付与者への支給水準は、就任時期又は在任期間、当社への貢献や職責等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員については、当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上への意欲や士気を高めるため、監査役については、株主利益を重視した観点から業務の監督に対する意欲や意識を高めるため、その他の社外協力者に対しては、関係を強固なものとし、株主利益を重視した観点からの意欲や士気を高めるため、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

役員報酬額については、有価証券報告書にて全役員の報酬総額と開示しており、さらに報酬等の総額が1億円以上であるものについては個別開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、研究開発が先行し、収益化までに中長期の期間を要する当社のような事業を行う上では、短期的な業績追求よりも、中長期で見た企業価値の向上を目指すインセンティブとなる報酬体系が望ましいものと考えております。したがって、当社では、主に中長期の継続的な企業価値向上や株主利益につながるよう、役員の報酬構成等を決定しており、現在の報酬体系は、固定報酬を基本とし、長期的な取締役及び監査役へのインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度及びストック・オプション制度を導入しております。短期の業績により変動する業績連動報酬は導入しておりません。

また報酬水準としては、職務内容や貢献度を踏まえつつも、優れた人材を確保するために競争力のある報酬水準とすることを基本と考えております。

このような方針に基づき、取締役の報酬等の額は、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で代表取締役岡島正恒にて各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を示した報酬案を作成し、本報酬案を基に取締役会にて決定しております。代表取締役に報酬案の作成を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適しているためです。

また、監査役の報酬等の額は、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

主に、担当取締役及び取締役会事務局である経営管理部が、議案について十分ご検討いただ〈ために、議案の事前通知及び必要に応じて事前 説明を行っているほか、重要事項については情報共有を適宜行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
金崎 努	顧問	当社事業に関する業務補助及び 当社の要請に応じた会議体への 出席等	非常勤、月額報酬あり	2018/3/31	

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

金崎努氏は、2018年3月に代表取締役社長を辞任、2021年3月に執行役員を辞任し、2021年4月より当社顧問に就任しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【コーポレート・ガナバンスに関する基本的な考え方】

当社は、「新しいコンセプトの治療薬を生み出し続けることで、世界の健康と幸福の実現に貢献」することを企業使命としており、この企業使命を実践・実現し、企業価値の更なる向上をしていくためには、コーポレート・ガバナンスの充実と強化が経営の重要課題であると認識しております。当社は、経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めるとともに、経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営の確保に努めております。

【企業統治の体制】

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は定時の月次取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時の取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。また、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。取締役には、製薬業界及び企業経営に精通した人材を登用しており、取締役会の経営監視機能は強化されております。

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は原則として毎月1回の定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監督と業務執行の分離を明確にし、透明性の高い経営の実現をはかるとともに、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するために、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知の早期発送を実施しております。 第20期株主総会においては、総会の16日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催時期を毎年10月下旬に設定しており、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年10月27日開催の第16期定時株主総会より、インターネットを利用した議決権行使 を可能としております。

2.IRに関する活動状況 _{更新}

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項と考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	中間期及び通期の決算発表後には、決算説明会(研究近況報告含む)の動画を当社Webサイトにて公開しております。また、年に1回の頻度で個人投資家説明会を開催することとしており、直近では2024年12月2日に個人投資家説明会をオンライン開催し、アーカイブ動画を当社Webサイトにて公開しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間期及び通期の決算発表後には、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を対面で開催し、代表取締役社長より決算内容(研究状況の進捗を含む)の説明及び、質疑応答を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じた海外投資家との1on1ミーティングを適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に、IRサイトを開設し、ニュースリリース、決算短信等のほか、当社に関連する研究論文や、研究に関する動画資料などを適時適切に掲載するほか、上記についての英文版も作成しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にIR担当者を設置しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス運用マニュアル」により、当社の役員、従業員がとるべき行動を定め、ステークホルダーの立場の尊重に取組んでおります。取組みを実践するうえでは、自らもステークホルダーである従業員の行動・意欲が欠かせないものと考えており、同マニュアルにより、労働関係諸法規を遵守し、良好な職場環境を作ることを掲げ、取組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	【環境保全活動】 当社では、すべての経営資源を最大限に有効活用することにより、グローバルな持続可能 社会の実現を目指し活動を推進しています。また、分別廃棄の徹底や節電を通じたCO2排 出削減を図るほか、社内における紙資源等の効率的な活用を推進し、持続可能社会並び に資源循環型社会の構築に向けて全社的に取り組んでおります。今後も、社会及び事業 の持続的発展に貢献するべく、不用品の消費の見直しを含めた資源の有効利用を徹底 し、貴重な資源の最適な活用に努めてまいります。 【CSR活動】 社会貢献活動の一環として、「NPO法人表皮水疱症友の会DebRA Japan」、「社会福祉法 人復生あせび会(稀少難病者の会)」に寄付金を提供し、稀少難病者の活動支援に貢献し ております。

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定

株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに対して、企業の経営状況、企業 活動全般について、重要な情報を適時・適切・積極的に伝えていくことを方針としておりま す。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人は、その職務の遂行に当たり、コンプライアンス体制に係る規程を法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ロ 法令等遵守の統轄組織として、リスク・コンプライアンス委員会を置き、法令遵守体制の整備及び維持を図る。
- 八法令上疑義のある行為等については従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。
- 二 内部監査人は、別に定める「内部監査規程」に基づき各部門の業務執行及びコンプライアンス状況について定期的に内部監査を行い、その結果を代表取締役に報告する。また、内部監査人は、監査役の独立性に支障が生じない範囲において、監査役と連携するよう努力し、監査の合理性確保に努める。
- ホ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行う。
- へ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 取締役の職務遂行に係る情報については、法令、「記録管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行う。
- ロ 監査役会又は監査役が要求した場合、当該文書を速やかに閲覧に供する。
- 八 当社は、機密情報につき「機密情報管理規程」を制定し、当社の機密情報の管理・保全について定め、企業秘密の漏えい防止体制を構築する。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図る。

- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督する。
- ロ 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- 八 別に定める「職務権限規程」に基づき、迅速効率的な業務執行を図る。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

、 - 監査役は、その職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)の業務執行者からの独立性の確保に努めなければならない。

- (f) 前記(e)の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 補助使用人の独立性の確保のため、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の 同意を得る。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
- ロ 取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ハ 使用人は、会社に著いり損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令又は定款違反事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- 二 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (h) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境設備の状況、監査上の重要課題について意見を 交換し、相互意識を深めるように努める。
- ロ 取締役及び使用人は、監査役が別に定める「監査役監査規程」に基づき、監査を行う場合にはこれに協力する。
- 八 監査役の職務の執行について生じる費用等、所要費用の請求を監査役から受けたときは、当社は監査役の職務執行に明らかに必要でない と認められる場合を除き、その費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは、合法的であるか否かを問わず、また名目の如何を問わず、一切の関係を持たず、また取引を行わないことを基本的な考え方としております。

当該考え方に基づき、「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力及び団体と一切の関係を排除するための以下の社内体制を整備・運用しております。

- ・反社会的勢力への対応部署、不当要求防止責任者の設置及び講習等の受講
- ・不当な金銭等の要求に関する外部機関への届出ルールの設定
- ・取引に際しての「日経テレコン」その他インターネット検索等に基づく反社会的勢力チェックの実施

その他

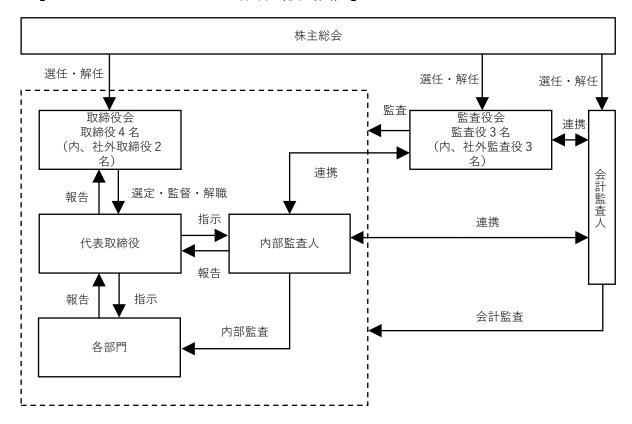
1. 買収への対応方針の導入の有無

該当項目に関する補足説明

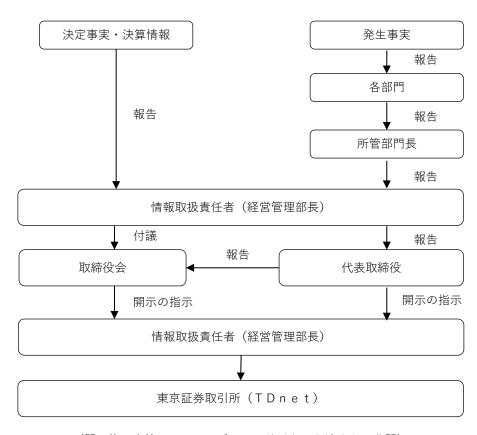
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】



【適時開示体制に関するフロー(模式図)】



(開示後、当社ホームページの I R サイトにも速やかに公開)